

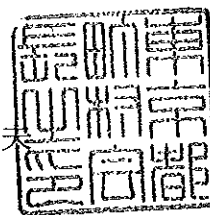
平成26年7月25日

全国町村会

会長 藤原忠彦 様

東京都町村会

会長 河村文夫



給与制度の総合的見直しに関する要望

平素から、東京都町村会の運営について格別のご配慮、ご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、人事院は、昨年8月の人事院勧告に際して、国家公務員の給与制度を総合的に見直していくことを報告しました。

これに基づき、現在、人事院において見直しの内容について検討が行われております。報道によれば、「地域ごとの民間賃金水準を公務員給与に反映させるため、俸給表をいったん引き下げ、地域手当に充当する。また、50歳代の職員の給与水準を引き下げる。」などと言われております。

仮にこれが実施されると、地方公務員の給与制度についても国家公務員と同様の見直しが求められることとなり、その影響は全国的で極めて大きなものになります。

そもそも地方自治体の給与制度は、その自治体の地域の状況や職員の任用制度などにより差異があり、画一的な考え方に基づく制度設計に当てはめることは極めて困難であります。

地方の実情を反映しない画一的な制度の見直しは、職員の士気を低下させると同時に、新たな人材の確保に支障を及ぼすことも懸念され、地方自治の振興、発展の妨げになると考えております。

全国町村会におきましては、この趣旨を十分踏まえ、給与制度の拙速な見直しについて反対の意見を、総務省及び人事院へ申し入れていただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 国家公務員の給与制度の総合的見直しは、地方公務員の給与制度にも影響を与えるため、見直しにあたっては当事者や関係者の意見を十分尊重すべきであること

- 2 毎年の人事委員会勧告・報告は、各都道府県における民間賃金実態とのラスパイレス比較により行われていると認識しており、国とは異なり、地域における民間賃金とのかい離が指摘される状況にないこと
- 3 組織形態の変化への対応や、世代間の給与配分については、国家公務員固有の事情によるものであり、地方公務員における人事管理や職員構成等の現状とはなじまないこと
- 4 国の基準による地域手当の支給地域及び支給割合は、地域の実情を正確に反映しておらず、そのまま地方自治体に適用することには無理があること
- 5 それぞれの自治体の意向を十分尊重し、見直しの実施結果によって、地方交付税の算定に影響を及ぼすような措置の実施は、絶対に行わないこと

全 国 町 村 会

行政部 副部長

かわの
河 野

功

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-35
全国町村会館
TEL 03(3581)0483 FAX 03(3580)5955
E-mail:i-kawano@zck.or.jp
URL:http://www.zck.or.jp